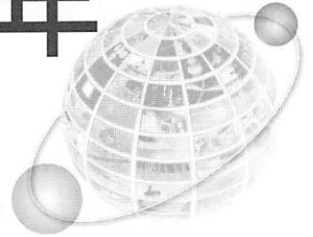


情報公開法の20年

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



情

報公開法が施行されてから20年になる節目の春を迎えた。奇しくも本誌も創刊20年だが、両者の春には大きな落差がある。本誌は自治体の職員や議員をはじめとした多くの読者に愛され、質の高い総合誌として高い評価を得ている。一方、大きな期待をもって迎えられた情報公開法は後退を続け、問題ばかりが指摘され、その成果を語る言葉は皆無である。サツカーの試合にしろ、前半・ハーフタイム・後半に分けて情報公開法の来し方を振り返り、その行く末を考えてみたい。

前半の「可能性」

施行初日が日曜日だったため、実際に情報公開法が利用できるになったのは01年4月2日だった。その日、私は朝から外務省にいた。仲間たちと各省で公開請求をする「ツアー」に参加するためだ。情報公開法の初日とあって、新聞やテレビが「ツアー」の様子を大きく取り上げた。

情報公開法は決して十分な内容ではなく、いくつかの問題点を残したままスタートした。まずは利用して具体的に問題点を明らかにし、いずれかの時期に法改正をする。そんなビジョンもあって、「使う運動」を自ら進め、社会にも働きかけた。この「ツアー」に限らず、情報公開法

の利用は着実に広がっていった。

その成果は無数にあるが、忘れてはならない事例の一つが障害者雇用に関する公開請求である。当時の障害者法定雇用率は1・8%だったが、これを満たしていない企業が少なくなかった。こうした現状を改善させるためにも、まずは事実を正確に把握しなければならぬ。

そこで、この問題に取り組むDPI（障害者インターナショナル）日本会議は、01年10月、東京労働局に対し「各企業の障害者雇用状況報告書」の公開請求を行った。当初は法人情報に該当することを理由に非公開になった。しかし、不服申立てによって「整理番号」「会社名」「産業分類」「労働者数」「合計」「不足数」「備考」が公開された。

20年も前の事例ではあるが、以上のような経緯や実際に公開された文書（00年度の障害者雇用率未達成企業9040社のリスト）が、DPI日本会議のHPには掲載されている。つい最近の文書であるにもかかわらず、簡単に廃棄・不存在としてしまう国とは大違いだ。

DPI日本会議の努力もあって、障害者の法定雇用率は微増を続け、民間企業の法定雇用率は21年4月からは2・3%に再拡大された。まだ障害者雇用の課題は山積しているが、情報公開による企業への社会の眼差しが、課題解決を進める一助になったと思われる。

この事例のように、NGO、NPO、メディアなど多様な主体が、現在も情報公開法を積極的に利用している。まがりなりにも法制度があることで、それぞれの目的達成・課題解決に近づくことができる。国の情報を公開させるだけでなく、それを分析、活用するという制度本来の姿が次々に現れてきたことは、未来にもつながる明るい経験・事実である。

ハーフタイムの「期待」

実際に使うことによって、さまざま

まな問題が明らかになった。中でももつとも深刻なのが文書廃棄である。古くは情報公開法の施行前に、日航ジャンボ機墜落事故にかかわる文書が大量に廃棄され、公開請求がでない状況になった。また、07年10月には、インド洋で米艦船への給油活動を行っていた補給艦「とわだ」の航海日誌が、廃棄されていたことが明らかになった。

さらに、07年は「年金手帳などに記載されている基礎年金番号に統合されていない記録約5095万件の存在」(日本年金機構HP)が明らかになり、ずさんな年金記録が大きな問題になった。従来のように現場の恣意に委ねるのではなく、ルールに基づく適正な管理が望まれ、公文書管理法制定の機運が高まった。

そして、09年6月に公文書管理法が制定された(11年4月施行)。これにより情報公開の基盤が強化されはすだった。

この翌7月に行われた総選挙で自民党から民主党への政権交代が行われた。かねてから情報公開法の改正を提案してきた政党が政権を奪取したのだ。法改正に向けた期待も一気にふくらんだ。

改正の内容は、情報公開法を利用

してきた市民の実感を踏まえた画期的なものだった。忘れ去られてしまった感もあるので、今後の糧とするためにも概要を再掲しておきたい。

- ・知る権利の保障の明記
- ・非公開範囲の限定
- ・決定期限の短縮
- ・理由付記の明確化
- ・請求手数料の原則廃止
- ・審査会への諮問の迅速化
- ・裁判管轄の改善
- ・ヴォーン・インデックスの導入
- ・インカメラ審理の導入

改正案は11年4月に国会に上程された。しかし、東日本大震災への対応や民主党の内紛の深刻化もあって、衆議院が解散された12年11月に改正案は廃案になった。

公文書管理法が制定・施行され、情報公開法の改正案が国会に上程された。この「ハーフタイム」は情報公開法の20年の中で、もつとも未来への可能性に満ちた時期だった。しかし、12年12月の総選挙で民主党が下野することで、期待は一気にしぼんでしまった。

後半の「崩壊」

12年12月に自民党・安倍政権がス

タートすることで、情報公開法の利用による改正の促進というビジョンはつまずいた。ただ、その後の展開は想定外の出来事ばかりで、まさに情報公開法の崩壊と言わざるを得ない事態が続いている。

13年12月には特定秘密保護法が制定され、翌年12月には施行された。そもそも情報公開法や改正法案の中ですら、国の安全保障に関する情報は聖域とされてきた。さらに刑罰を課すことで、この分野の情報公開がさらに困難になった。

ただ、これ以上に深刻なのが、安倍政権の安定とともに歯止めがかからなくなった文書不存在である。それが顕在化したのが、17年2月に明らかになった森友学園問題だ。これに続く加計学園問題や桜を見る会の問題など、あらゆる疑惑が文書不存在によって隠蔽されていく。

そもそも情報公開法は、請求対象の文書が存在することが前提になっている。文書を作成しなかったり、作成しても廃棄したりするなど、不当な不存在の横行は情報公開法の無力化を意味する。もちろん、不存在の不当性を主張し、裁判等で争うことはできるが、市民による立証は容易ではない。

こうした禁止手を何の戸惑いもなく繰り返すことは、公文書管理法や情報公開法の崩壊であるとともに、行政や政治を担う側のモラルの崩壊でもある。私たちはそれに怒ることしかできず、まったくなす術がない手詰まり感が漂っている。

記憶も記録もない現状に対して、嘲笑や絶望で気を紛らわせる以外に、何もできないのだろうか。

政治・議会の可能性

以上のように20年を振り返ると、手詰まりを打開するヒントがあることに気がつく。それは政権交代である。自治体での経験もそうだったが、政治が動くときに情報公開が進む傾向がある。

もちろん、それは政権交代だけを意味するわけではない。革新首長、新自由クラブ、日本新党など、新しい政治勢力の登場や伸長によっても起こり得る。また、議会改革のように、本来の役割と責任を自覚し、それを実践する議員や議会が増えていくことでなし得るかもしれない。

今年には都議会議員選挙も総選挙もある。次の「試合」に起死回生の望みをつなぎたい。